

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「地域コミュニティ条例」という。）に基づく、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業は、地域住民相互の情報交換、交流及び協働の促進、地域活動における業務の効率化及び負担の軽減、並びに新たな担い手の創出を目的に、地域活動に情報通信技術を活用する事業（以下「ICT化推進事業」という。）とする。

(交付の対象団体等)

第3条 助成金は、ICT化推進事業を行う団体で、次の各号のいずれかに該当する団体を交付対象とする。

- (1) 地域コミュニティ条例第2条第3号に定める地域自治を担う住民組織（以下「地域自治を担う住民組織」という。）
 - (2) 前号に定める地域自治を担う住民組織が推薦する地域住民で構成される団体
- 2 次の各号に定める団体には助成金を交付しない。
- (1) 過去に第1項に定める団体として2度助成金の交付を受けている団体
 - (2) 同一年度に第1項に定める団体として交付を受けている団体
 - (3) 第1項に定める団体であっても、営利・宗教・政治を目的とした事業で申請する団体
 - (4) その他市長が適当でないと認める団体等

(助成金の対象経費)

第4条 助成金は、次の各号に定めるICT化推進事業の実施に必要な最小限の経費を対象とする。

- (1) ICT化推進事業を実施するために必要なアプリケーションソフトウェア及び機器の購入経費
- (2) インターネット環境又はWi-Fi環境、システムの構築費、導入設定費、セキュリティ対策に係る経費等、ICT化推進事業を実施するために必要な環境整備に係る経費
- (3) ICT化推進事業を実施するために必要な担い手育成、利用者拡大のための研修や住民への周知に要する経費
- (4) その他第2条の目的に資する事業の実施に要する経費

2 次の各号に掲げる経費は、交付の対象外とする。

- (1) パソコン、プリンター、タブレット、スマートフォン等、広く一般に普及し、汎用性が高い機器及びその周辺機器の購入経費
- (2) インターネット回線使用料、その他の通信費、保守・サポート等、ICT化推進事業を実施するために継続的に必要な経費

(3) 第2条に規定する目的を逸脱している経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 助成金の額は、対象事業に要する経費の3分の2に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、1団体につき、100,000円以内とする。
- (2) 本要綱に基づき、過去に助成金の交付を受けた団体については、1団体につき50,000円以内とする。
- (3) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下、交付申請団体）は、助成金の交付の対象となる事業実施日の14日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金収支予算書（第2号様式）
- (3) 交付申請団体の活動が客観的に判断できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事前着手)

第7条 交付申請団体は、助成金の交付決定前に事業を実施した場合、助成金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、申請日以降且つ助成金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届（第3号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

(交付の決定及び標準処理期間)

第8条 市長は、第6条の規定による申請が到達してから14日以内に、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ交付申請団体に通知する。

(申請事項の変更等)

第9条 交付決定団体は、事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止をしようとするときは、軽微な変更を除いて、あらかじめ地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金計画変更・中止承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 助成目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

- (2) 助成目的の変更をもたらすものでなく、かつ、助成団体の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合
 - (3) 助成目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合
 - (4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合
- 3 経費の配分を変更しようとするときは、第1項の規定による申請書に、変更内容を反映した第6条第2号の規定による書類を添えて提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金変更・中止承認通知書（第7号様式）により、交付決定団体に通知する。

(事業完了の届出)

第10条 交付決定団体は、事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金実績報告書（第8号様式）
 - (2) 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金収支決算書（第9号様式）
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 事業の実施状況が判断できる写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付決定団体等は、本市が実施する広報活動に当たり、前項第4号に規定する成果物、写真等を提供するなど、協力するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(助成金の概算払)

第12条 交付決定団体は、助成金の交付予定額の5分の4以内の額について概算払を受けることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。